



題御 巖上松

御製

苔むせる岩根の松のよろつよも

うこきなき世は神をもるらむ

皇后御歌

大内の山の岩根にしけりゆく

こまつの子代もみそなはずらむ

東宮御歌

ふきざわく嵐の山のいはねまつ

うこかぬ千代のいろそしつけき

東宮妃御歌

うこきなくさかゆる御代を岩の上の

松にたとへて誰か仰かぬ

怒、自愛、嫉妬の情

松本孝次郎

恐怖の情につゞき怒の情に付て述べんとす。怒の情は恐怖の情よりもむしろ早く著しく現はる。初は主に自分の食物に對する慾望から生ずるので、即ち其望の満足されぬ時に起る。時間は永く續かぬけれどもあらはれ方は激烈である。

怒に付て教育上注意すべき事は怒りやすき者を作らぬやうにする事なり。怒り易くなる原因の一つは其子の言ふ事の善し悪しに拘はらず、之を満足させてある事である。多くの場合に満足させられると偶々遂げられぬ時に怒るのである。

兒童が非常に怒て居る場合には抵抗する勿れ。訓戒する勿れ。訓へても効なし。まづなだめて静まりし後訓へよ。而して我儘で自己の主張のみとはす者は、幼児の仲間に入れて幼児同志の制裁を受けしむるがよろしい。怒る事の不利なるを説きさせよ。但し此際勇氣を失はぬやうに注意する事が必要である。

怒と恐怖との情に付て教育上之を利用したるものは賞罰である。幼児は保護せらるゝ權利あると共に罰せらるべきものである。即ち幼児が保護の目

的に叶はぬ事をする時には大人は之を罰して目的に叶ふ様にしてやる。即ち幼児は保護せられ教育せらるゝと共に保護の目的に叶はぬ場合には罰せらるべきものである。

罰は一の非常手段であるからして濫用する勿れ。罰に種々あり。原因即ち幼児の過去の行に對する罰として考ふるに、應報的罰、償罪的罰の二として考ふるを得。

應報的罰は幼児が悪い事をした時には、何時か何處かで不利益が來るものなり。併し打捨てかくとたとひ何時か何處かで其報が來ても、其幼児は原因結果をさとらず。故に特に其時直に結果を興ふ必要あり。幼児は之に由て人の行爲の原因結果を知る。故に大人はかゝる罰を課する時に天然に來ることなきものを撰むべきである。

償罪的罰の方は自分といふ考がいくらかでき、又少し物のわけが分りかけし頃に用ひてよし。之は罪を償ふ爲にかく／＼せよと命するので、罪の種類に由ては元の通にかへされぬ事がある。此時には外の事をやらせる。凡て罪を犯した場合に落膽せず善を以て償ふといふ考を起させるのはよろしい。即ち善行に由て悪行の恢復すべきを知らしめるのである。もし自分はとても善い者になられぬと思へば自暴自棄となり宜しくない。悪をつぐなふだけの考をいれてやらねばならぬ。故に罪を後悔して居る場合には課する必要があるならば此償罪的罰がよろしい。

次に罰を將來に關係を有つものとして考ふるに威赫的、改善的の二とする事を得。

威赫的罰は恐怖の情に訴ふるので、此種の罰は用

ふるを可とする者と否とする者と二説あり。少しは用ひねば訓育はできぬといふ人さへあり。之を用ひてよしといふ人は曰く此種の罰は實際上効果ありと、反對する人曰く効果あるは事實なるも之に伴ふ弊害あり。即ち罰したる人間を永く恨み又は恐るゝ事あり。之は教育上生理上よからぬ事なりと。幼稚園以前又は小學校以前の教育のされ方で、入園後又は入學後威赫に對する感じ大に異なり。少しの威赫をも大に感受する者あり。大抵のものをも感ぜぬ者あり。威赫的罰は實に非常手段中の非常手段なり。此點より言ひて此種の罰は避くべきなり。

改善的罰は幼兒をして、罰せるゝは不愉快なり故に此不快を受けぬやうにせねばならぬと思はして改善に進ましむるものなり。

かく罰には種々ある事なるが何れの場合にても、
 教育者の眞精神は何處にありといふ事のよく分る
 やうにすべきなり。但し罰に付ては公平を失ひ易
 し。之は情狀酌量其他の事がいろ／＼まじれば
 なり。

兒童が罪を犯した時には次の四ヶ條に付て考へて
 やらねばならぬ。即ち一、無智なるや否即ち悪な
 りと知るや知らずや。二、過失なるや否。三、悪
 意ありや否。四、誘導又は強迫を受けし爲になし
 たるか。

又教育者の側より考ふべきは、一、不注意なりし
 や。二、誤解なきか否。三、知らず／＼する事を
 獎勵したる事なきか否。

右のごとく幼児、教師の兩側より考へて然る後罰
 すべきなり。要するに教育者の怒の爲にし又は徒

らに恐怖の情に訴ふる罰は無効なり。幼兒と争ふ
 やうなりとする罰は無効なり。あくまでも教育者
 被教育者の態度を以てすべきなり。

次は自愛の情に付て

此情は自分の價を認めるを得る頃に起る。故に此
 情の發達は望あるものなり。但し愛すべき物を愛
 せしめよ。たとへば家格を愛して威張るなどは誤
 なり。又自愛の情少なきは自分の價を認めぬな
 り。自尊の心なきなり。故に幼兒の力にとりては
 むしろ容易に過ぐる事をせしめ、而して自信あら
 しめよ。即ち力のあらはるゝ機會を興へよ。

次には嫉妬の情に付て

此情のあるは教育上見込あり。即ち此心あらば自
 重心も自愛心もあるなり。而して自愛心の如きは
 發達させてよき方に導き、利用して奮發心とすべ

し。

他人の物を盗むは嫉妬心の形をかへたるものなり。此心は今困る困らぬに拘らすあるものであり。困りて盗む者よりも困らぬに盗む者の方治しがたし。何故ならば之は根本的に悪いので道徳欠乏の白痴かも知れず。但し多くの場合は繼父母に育てらるゝとか又は他の家に預けらるゝとか其家嚴格であるとかにて、不自由を感じる時多き爲に盗むもの多し。又幼児の仲間に物品を與へて勢力を得る事を覚え、物をほしがり盗む事あり。此物品の贈答は同情を起してよき事なれども度を越えて悪き方に走る事あり注意すべし。

盗む癖を治すに二法あり。一は殘酷に扱ひ苦痛を受くるを恐れさせてやめさせるなり。但し多くの兒は苦み困りて盗むなれば此上に苦を與ふるは宜

しからず。大抵の場合には此法宜しからず。今一の法は同情して慰めてやるなり。而して盗む事のできぬ様にすさまをこしらへぬなり。二年間位此注意必要なり。折角なほりしものを油斷すれば又すさまを見つけ、又再發する事あり。故にすさまなく見張りて、盗むには不利益の伴ふ事、盗まば何時か知れる事を知らせるがよし。又監獄の忌むべき事を圖示でもして知らせ、又はピストルなどを見せて盜賊に對してかゝる武器ありと知らせる事なども効あり。小さい子ならば宗教心に訴ふるがよし。閑居して不善をなすはよくわる事故。ひまのなきやうに身体をつかふ仕事を多くせしめるがよし。かやうにして二年位も注意して一方に十分に親切にすればなほるなり。實に嫉妬はよき方向へば奮發心となり、悪く向へば窃盜などい

ふ方まうに向ふむかものなり。

子供のおもちゃ(その一)

ひ さ 子

私わたくしがこゝにおもちやと申まうしますのは普通一般ふつういっぱんに所謂いわおもちやと稱しょうして居ゐりますもの、たとへば、人形にんぎょうとか、デンく太鼓たいことか、獨樂どくがくとか申まうす物ものばかりでなく、主おもに幼稚園ちゅうえんでつかつて居ゐる恩物おんぶつとか、又草またくさとか、小石こいしとか、土つちとかの自然物じぜんぶつなども含あめて居ゐりますので、つまり人間にんげんでもなく犬いぬとか猫ねことかいふ動物どうぶつでもなくて、そうして子供こどもの友達ともだちになる物もの子供こどもの玩あそぶ物を廣ひろくさして申まうします。

れもちやと子供こどもは殆ど一日いちじつも離はなれられぬ程親密ほどしんみつなものでございませぬ。子供こどもはおもちやなしには暮くらして行ゆかれませぬ。尤もつとも生うまれたての兒こは全く夢現ゆめげんの

境まかひのやうでれもちやも何なにもいりませぬが、段々だんぜん心身しんしんが發達はつたつして參まりますと、何なんでも握にぎりたがる、ねぶりたがる、オシヤブリ位やしろは喜んで持もつといふ風ふうになり、いよゝおもちやが必要ひつようになつて參まります。さて口くちも相應さうおうに廻まわつて來きて、あれがほしい、之これがほしいの慾よくが出る頃ころになりますと、益ますますを盛さかんにおもちやが用もちひられます。それからなほ大おほきくになりますと、叩たたかれても破やぶられても撫なでられても、泣なきも笑わらひもせぬ、心こころといふものを有ありたぬおもちやよりは、心こころを有あつて居ゐる遊あそび友達ともだちがほしくなりませぬ。そこで犬いぬでも猫ねこでもサツサと友達ともだち扱あつかひにして遊あそびませぬ。以上いじょうは皆みな子供こども自身みづかと同等どうとうの物ものではございませぬが、自然じぜんの要求ようきゅうとして、人間にんげんであつて自分じぶんと對等たいとうの遊あそび相手あいてになるもの、即すなはち子供こどもの友達ともだちといふものを求める様ようになつて參まります。此この友達ともだちと